

○国立大学法人福岡教育大学エネルギー管理規程

(制定 平成 23 年 2 月 18 日)

改正 平成 24 年 2 月 17 日 平成 24 年 3 月 30 日
平成 24 年 6 月 29 日 平成 24 年 9 月 28 日
平成 24 年 10 月 31 日 平成 25 年 3 月 29 日
平成 26 年 12 月 25 日 平成 27 年 11 月 18 日
平成 28 年 7 月 14 日 平成 31 年 2 月 28 日
令和元年 9 月 26 日 令和元年 11 月 19 日
令和 2 年 9 月 17 日

(目的)

第 1 条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。)に基づき、国立大学法人福岡教育大学(以下「法人」という。)における省エネルギーの推進に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「エネルギー」とは、化石燃料、これを熱源とする熱及び電気をいう。

2 この規程において、「省エネルギー」とは、エネルギーの使用の合理化により、より少ないエネルギーで温室効果ガスの排出削減を含む、社会的・経済的効果を得るための取組をいう。

3 この規程において、「部局等」とは、国立大学法人福岡教育大学運営規則第 11 条から第 15 条及び第 16 条の 2 から第 17 条までに規定する法人の組織をいい、事務局においては、国立大学法人福岡教育大学事務組織規程第 2 条で規定する課・室とする。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、エネルギー管理最高責任者として、法人における省エネルギーの推進を統括管理する。

(職員及び学生の責務)

第 4 条 法人の職員及び福岡教育大学の学生は、省エネ法、温対法及びこの規程に基づいて講ずる省エネルギーのための措置に協力しなければならない。

(省エネルギー推進組織)

第 5 条 省エネルギー推進組織は別図のとおりとする。

(エネルギー管理統括者)

第 6 条 法人に、エネルギー管理統括者(以下「管理統括者」という。)を置き、理事(総務・財務担当)をもって充てる。

2 エネルギー管理統括者は、次の業務を統括する。

(1) 経営的視点に立った省エネルギーの推進に関すること。

- (2) 省エネルギー目標を達成するための中長期計画の取りまとめに関すること。
- (3) エネルギーを消費する設備の維持，使用方法の改善及び監視に関すること。
- (4) その他省エネルギーに係る管理統括に関すること。

(エネルギー管理企画推進者)

第7条 法人に，エネルギー管理企画推進者(以下「企画推進者」という。)を置く。

2 企画推進者は，環境マネジメント課職員で省エネ法に定めるエネルギー管理士免状の交付を受けている者，又はエネルギー管理員講習を修了した者のうちから，管理統括者が指名する者をもって充てる。

3 企画推進者は，管理統括者の行う職務を補佐する。

(省エネルギー推進責任者)

第8条 法人に，別表に定めるとおり，省エネルギー推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者の職務は，次のとおりとする。

- (1) 当該建物内の省エネルギー推進に係る組織の整備，目標の設定，実施計画の作成に関すること。
- (2) 建物内の省エネルギー推進に関すること。
- (3) 省エネルギー推進に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他建物内の省エネルギーに関すること。

(省エネルギー推進員)

第9条 法人に，別表に定めるとおり，省エネルギー推進員を置く。

2 省エネルギー推進員は，推進責任者の職務を補佐するとともに，部局等内の省エネルギーの推進に必要な措置を講ずる。

(省エネルギー目標の設定・実施)

第10条 全学的な省エネルギーに係る目標及びその実施方策については，学長が別に定める。

(事務)

第11条 法人における全学的な省エネルギーの推進に関する事務は，環境マネジメント課が処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか，エネルギーの管理に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，平成23年2月18日から施行する。

附 則(平成24年2月17日)

この規程は、平成24年2月20日から施行する。

附 則(平成24年3月30日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年10月31日)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月18日)

この規程は、平成27年11月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表の規定中「障害学生支援センター」に係る規定は、平成27年8月1日から適用する。

附 則(平成28年7月14日)

この規程は、平成28年7月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月28日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月26日)

この規程は、令和元年9月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、別表の規定中「大講義棟」及び「教育総合研究所」に係る規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月19日)

この規程は、令和元年11月19日から施行し、平成31年3月20日から適用する。

附 則(令和2年9月17日)

この規程は、令和2年9月17日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

別表(第8条, 第9条関係)

省エネルギー推進責任者, 省エネルギー推進員

管理範囲	部局等区分	省エネルギー推進責任者	省エネルギー推進員
人文社会教棟 人文演習棟	国語教育ユニット	各ユニットの 総括担代表 者から互選	部局等区分に掲げる組織ごとに選出された者 (各1名)
	社会科教育ユニット		
	英語教育ユニット		
自然科学教棟 大学院理科棟 大学院家政・数学棟(数学部分)	数学教育ユニット	各ユニットの 総括担代表 者から互選	〃
	理科教育ユニット		
技術教棟	技術教育ユニット	技術教育ユニットの総括担代表者	〃
ものづくり創造教育センターA棟, B棟	ものづくり創造教育センター	ものづくり創造教育センター長	〃
音楽教棟, 大学院音楽棟	音楽教育ユニット	音楽教育ユニットの総括担代表者	〃
美術・書道教棟, 大学院美術棟	美術教育ユニット	美術教育ユニットの総括担代表者	〃
保健体育教棟, 体育館, 他附属建物	保健体育ユニット	保健体育ユニットの総括担代表者	〃
家政教棟 大学院家政・数学棟(家政部分)	家政教育ユニット	家政教育ユニットの総括担代表者	〃
教育・心理教棟	学校教育ユニット	各ユニットの 総括担代表 者から互選	〃
	教育心理ユニット		

	教員研修支援センター		
特別支援教育第二・幼児教育教棟 特別支援教育第一教棟 大学院学校教育・特別支援教育棟	学校教育ユニット 特別支援教育ユニット	特別支援教育ユニットの総括担当代表者	〃
教職大学院棟	教職実践ユニット	教職実践ユニットの総括担当代表者	〃
大講義棟	教育支援課	次長（学務担当）	教育支援課副課長
教育総合研究所	学術情報課 連携推進課	教育総合研究所長	次長（教育研究担当）
健康科学センター	健康科学センター	健康科学センター長	部局等区分に掲げる組織ごとに選出された者（各1名）
英語習得院	英語習得院	英語習得院長	〃
障害学生支援センター	障害学生支援センター	障害学生支援センター長	〃
事務局	経営政策課及び監査・業務改革室 人事企画課 財務企画課 環境マネジメント課 連携推進課 附属学校課 入試課	次長（法人経営担当）	部局等区分に掲げる組織の副課長（副課長が複数いる場合は、省エネルギー推進責任者が指名する副課長とする。）
学生センター	教育支援課 学生支援課		
共通講義棟	教育支援課	次長（学務担当）	〃
キャリア支援センター，学生会館ほか学生研修施設	学生支援課		
学術情報センター図書館	学術情報課	次長（教育研究担当）	

附属福岡小学校校舎等	附属福岡小学校	副校長	附属学校課主査また主任
附属福岡中学校校舎等	附属福岡中学校	副校長	〃
附属小倉小学校校舎等	附属小倉小学校	副校長	〃
附属小倉中学校校舎等	附属小倉中学校	副校長	〃
附属久留米小学校校舎等	附属久留米小学校	副校長	〃
附属久留米中学校校舎等	附属久留米中学校	副校長	〃
附属幼稚園園舎	附属幼稚園	園長	教頭

別図(第5条関係)

省エネルギー推進組織

